

一般廃棄物処理施設設置許可証

平成30年5月7日

住所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1
氏名 株式会社イワフチ
代表取締役 岩渕 慶太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日	平成30年5月7日	許可番号	佐賀県指令30循環第1号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	施設の種別：ごみ処理施設（破碎施設） 廃棄物の種別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	佐賀県武雄市北方町大字大崎5147番2 以下余白		
処理能力	廃プラスチック類：38.4t/8h、紙くず：25.6t/8h、木くず：33.1t/8h 金属くず：35.8t/8h、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：41.3t/8h		
許可の条件	余白		
省令第3条第7項の規定による新許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		